

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-27

なし

---

(発行年 / Year)

1910

内一役第一五三六号

土地建物貸借ノ返金ノ関ニ慣例ノ儀ハ申  
 法典調査ニ要ス類々此各地土地建物貸借  
 ノ返金ノ関ニ慣例ノ取調ノ上ニ各申書ニ可ク見セ  
 本邦ノ付子ノ法者書記左ヨリ照存ノ決断有之  
 即即調査致シテ左記ノ通ニ有之其此致  
 乃屋中ノ也

明治廿六年七月廿九日 事務局長 兵頭正三郎 印

内務大臣御前井上馨殿

千五

一不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ返金ノ入ルノ慣例  
 アリ

内務省

- 一返金ノ戻金屋賃借ノ切合ニ限リテ自家屋ノ及地系并  
 外地ノ貸借ニ返金ノ入ルノ慣例アリ
- 一返金ノ預メ主ハ其利子ヲ拂フノ慣例ナシ
- 一返金ノ入ルノ目的ハ借賃不拂ノ担保ニ充テル借賃借  
 低廉ナリシムトナリ
- 一貸主ハ返金ヲ以テ借賃ノ不拂ニ充テルルコトヲ其既  
 ノ借賃ニ充テルノ慣例ナシ
- 一貸借満期ニ至リ借主主々其義務ノ履行満了ノハ  
 トノハ貸主ノ其返金ノ返シセズ